

理不尽な子どもへの資格証明書発行がゼロになる日までですべての子どもたちがお金の心配なく幸せでいられる社会が実現するまで私たちが大阪社保協は徹底的にたたかう

寺内 順子 (大阪社会保険推進協議会事務局長)

二〇〇七年一〇月「こどもシンポ」
忘れられない養護教員の報告

二〇〇七年一〇月六日、大阪社保協はじめ、大阪府保険医協会、大阪府歯科保険医協会、社会福祉施設同友会、大阪学童保育協議会、大阪保育運動連絡会、大阪民医連、私学助成をすすめる会、大阪自治労連、子どもと教育・文化を守る大阪府民会議、全大阪生活と健康を守る会連合

会、新婦人大阪府本部、大阪教職員組合、大阪母親大会が実行委員会を結成して開催した「こどもシンポ」。このシンポジウムは、医療・福祉・教育に携わる幅広い人たちが「こども」を軸に、「貧困問題」を明らかにしようと呼びかけられました。当日、シンポジストの一人の養護教員(保健室の先生)が次のような報告をしました。

寺内 順子 (大阪社会保険推進協議会事務局長) について微妙だったので、湿布を貼り、「おうちに手紙を書こう。腫れてきたら病院に連れて行ってもらうからね」と言ったら、「保険証ないねん。先生、湿布、くれ」って。「湿布あげるよ。けどね、腫れてきたらお医者さんで診てもらってほしいんやけど」「先生、保険証ないねん。お父さん仕事ないねん」というやりとりをしました。「それなら湿布もって帰り。おうちの人に貼ってもらいや」と言いました。彼は父親を気遣って

何も言わないし、自分で湿布を貼り替えて、また月曜日に見せに来ました。本当に子どもたちは親のしんどさを大変よくわかっていて、気遣って、言わない、見せない、自分でする。何かあったら朝一番に保健室に見せに来る、言いに来る。そんな子どもたちが増えています」。

教育現場と社会保障運動団体が
つながっていない現実！

国民健康保険は日本の医療制度のセーフティネットです。それは、他の医療保険に加入できない人たちが最後に入る医療保険であり、国民皆保険制度の下支えを担っている制度だからです。

私たち大阪社保協は、この国民健康保険の改善を運動の大きな柱にしてきました。高すぎる保険料は被保険者の大きな負担となり、莫大な滞

納者が生まれています。さらに資格証明書発行や差し押さえなどの制裁措置が強まり、国保が命や財産まで奪うものとなっている現実があります。

しかし、大変深刻な状況にもかかわらず、国民健康保険問題では困っている人々の姿が見えない、悩みを抱えている人が相談してこない、という現実があります。大阪社保協でも、介護保険や後期高齢者医療制度については連日のように相談電話があります。国民健康保険についての相談はほとんどありません。

こどもシンポで前述の発言を聞いた時、「国保証がないことをこどもたちは学校で訴えているのだ」と知り、学校現場と私たち社会保障運動団体が全くつながっていないことに気づき、「私たち大人がネットワークをつくっていないために、こどもたちにこんなにつらい悲しい思いを

させてしまっている申し訳ない」と強く思いました。
アンケートで資格証明書発行世帯の子ども数を調査(二〇〇八年五月)

大阪社保協では毎年六月末から、大阪府内全市町村を訪問して、税・社会保障問題を自治体担当者と懇談する「自治体キャラバン行動」を行っています。そしてその準備として五月に国保・介護保険などで全自治体調査を実施しています。この国保調査のなかに、今年は資格証明書発行世帯の乳幼児・小学生・中学生(義務教育世代)の数を尋ねる項目を入れました。

大阪社保協では後期高齢者医療保険料との関連で、「世帯分離」(住民票を分けること)を徹底的に学び、国保情報が住民基本台帳に掲載されることを知りました。そこで「資格

証明書発行世帯データと住民基本台帳データを突き合わせて数を出してほしい」と市町村に要請したのです。

「大阪府下で推計二〇〇〇人のこと もが無保険」

六月初めに、大阪府内四三市町村のうち、大阪市・茨木市・守口市・四条畷市・寝屋川市・柏原市・堺市以外の市町村からの回答がありました。これらの自治体を除く総計で、資格証明書発行世帯のことも人数は六〇九人（乳幼児七七人、小学生二九三人、中学生二三九人）という驚きの数字が出ました。

しかし、六月一〇日現在、大阪社保協調査では、未回答自治体には資格証明書発行数が多く、大阪市の資格証明書発行は一万七二五件、茨木市二五三四件、寝屋川市二一八八件、堺市が四五〇三件です。大阪全体の

資格証明書発行は二万九四三三三件で、この四市だけで一万九五〇件で三分の二を占めているのです。つまり、単純計算しても、大阪全体で資格証明書発行世帯には一八〇〇人から約二〇〇〇人のこともたちがいるのではないかと推計し、FAX通信で広く発信しました。

「無保険 大阪二七市町で子ども六二八人」——毎日新聞が大きく報道（二〇〇八年六月一八日）

大阪社保協の調査報告を受けた毎日新聞大阪本社が六月末に大きく報道し、その後、各マスコミが「この無保険問題」を次々と取り上げました。さらに、マスコミが取り上げたことで議会でも問題となりました。

その後、毎日新聞が独自に全国大都市調査をしたこともあり、厚生労働省が資格証明書発行は二万九四三三三件で、この四市だけで一万九五〇件で三分の二を占めているのです。つまり、単純計算しても、大阪全体で資格証明書発行世帯には一八〇〇人から約二〇〇〇人のこともたちがいるのではないかと推計し、FAX通信で広く発信しました。

2008年		
5月		大阪府内市町村国保アンケートで資格証明書発行世帯のなかのことも数を知る
6月10日		大阪社保協「大阪府内で推計2000人のこともが無保険」とFAX通信で報道
6月28日		毎日新聞が「無保険 大阪17市町で子ども六二八人」とはじめて報道
7月		朝日新聞が「このもの貧困」として大きく報道
7月		民主党が厚生労働部門会議で取り上げる
7月		毎日新聞の協力のもと大阪全体で1782人のこともが無保険と判明
8月		毎日新聞が全国大都市調査結果を実施、横浜3692人、千葉838人、大阪748人、和歌山407人、大分379人など20都市で約7300人のこともが無保険と報道。
8月		厚生労働省が資格証明書実態について全国調査の指示を都道府県に発出。

働省が九月一五日付で資格証明書発行についての全国調査を実施し、その結果を公表。その元データとなる大阪府下の調査結果を入手したところ、二〇一六人のこともが無保険であることがわかりました。

自治体キャラバン行動で

全市町村・行政区に対して強く要請

二〇〇八年六月二四日からスタートした自治体キャラバン行動では、この問題について、「こともたちに何の罪があるのか」「児童福祉法には自治体にはこともを健全に育てる義務があると明記されている」「なぜ自治体がかもを間接的に虐待するのか」と激しくやりとりをしました。自治体キャラバン行動は基本的には「懇談」なのですが、このことも命がかかっていると思うと、参加者全員が熱くなりました。

この問題に関しては、「こともには絶対発行しない」と断言する自治体と、「こともを扶養するのは親の義務」「法に基づいて発行しているので仕方ない」とする自治体と、態度がはっきりと分かれています。

三九頁の図表を見ていただければわかりますが、表の上半分、つまり大阪市、北摂・豊能地域、北河内地域で発行数が多く、下半分の南河内地域と泉州地域（堺市は除く）では発行していない自治体が多いということがはっきりしています。泉州地域の忠岡町や高石市、阪南市などでは「こともには絶対に発行しない」と各自自治体の国保課長がはっきりと回答しました。

国民健康保険の保険者は市町村で、さらに現場に裁量があります。その自治体の考え次第で、こともがいる世帯に資格証明書を発行するかどうかが決まるのです。

「見捨てる自治体」かの検証を—— 「こともを守る自治体」か

多くの自治体では一月が国民健康保険証の切り替え時期です。紙の保険証から加入者一枚一枚のカードにしていく自治体も多くあります。

九月一日、大阪市議会議民生保健常任委員会で、日本共産党北山良三議員によって「この無保険問題」が取り上げられました。民生保健局長も「資格証明書は特別な事情なく長期に滞納している世帯に、国民健康保険法で義務づけられている」「発行は負担の公平と接触の機会のために行う」「発行にいたるまで窓口できめ細かく相談に乗り、十分に事情をお聞きしたうえで」「弁明の機会も設け」「文書の送付、自宅へ

の訪問、電話などあらゆる手を尽くし」と何度も何度も繰り返し答弁しました。

答弁を繰り返す平松市長に対して、北山議員は「二月の保険証明発行を市長の判断で行ってほしい」と強く迫りました。平松市長は最後に次のように答弁しました。「このことが社会的な問題になっているのは認識している。国が実態調査に入っているので国の動向をみたい」「厳しい財政状況を抱えているが、もう一度検討したい」。

一〇月六日の大阪社保協と大阪市国保収納課との懇談では「こどもへの通常証発行」については確かに「検討中」、「最終的には市長が判断」と回答しましたが、いずれにしても一月にこどもへの通常証発行はシステム的に無理だとの回答も。

一方、豊中市は九月市議会で、さ

らに交野市は一〇月市議会で「こども」のいる世帯には資格証明書発行はしない」と回答し、八尾市は一〇月初めの自治体キャラバン行動で「大阪府の四福祉医療助成制度（老人・障害者・ひとり親・乳幼児）対象者には資格証明書ではなく、短期保険証を発行」と回答しました。

一月中旬には、再度大阪府内市町村の資格証明書発行状況を調査し、もちろんこどもへの発行状況も把握する予定です。

多くの市町村の九月市議会で、この問題が取り上げられているようです。ネット上で「こどもの無保険」と検索すると、全国の自治体の状況を見ることができそうですので、ぜひご覧下さい。そしてあなたの住む自治体がどうしているのかを検証して下さい。

最終的には国保法改正が必要
「一八歳まで」「病人」「障害者」除外

国保は市町村が保険者であるがゆえに、市町村長の判断でできることが多くあります。しかし、日本の皆医療保険制度の根幹であることを考えると、やはり国の制度として一八歳までのこどもには無条件に発行する、そして病に苦しむ人、障害をもつ人にも無条件での保険証発行を明記した国保法へ改正されるべきだと考えます。

すべてのこどもたちがお金の心配なく、幸せでいられる社会を。私たち大阪社保協はその日まで徹底的にたたかいます。

（大阪社保協 <http://www2.ocn.ne.jp/~syahokyo>）